

## 岡山大学大学院教育学研究科規程

〔平成16年4月1日〕  
岡大院教規程第1号

改正 平成17年 3月18日規程第1号  
平成18年 3月16日規程第1号  
平成19年 2月23日規程第1号  
平成20年 9月25日規程第1号  
平成21年 4月 1日規程第1号

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号）に基づき、岡山大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (研究科の目的)

第2条 研究科の修士課程は、教育の理論及び応用を教授研究し、教育に関する高度の専門性を有する人材を養成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、研究科の各専攻の目的は、次の覚悟に掲げるとおりとする。

一 学校教育学専攻は、教育を構成する社会・文化的要因及び心理的要因について教育学、心理学をはじめとする関連諸科学の研究成果を基盤に、教育理論に強い教員ならびに学校教育に関する研究者を養成する。

二 発達支援学専攻は、幼児・児童・生徒の発達課題や健康課題と支援法に関する教育研究を行い、理論と実践的視野を兼ね備えた教員及び研究者を養成する。

三 教科教育学専攻は、教科目的・内容と教材化、指導方法、評価の側面から各教科教育のあり方を総合的かつ実践的に教育研究し、強化教育に強い教員ならびに教育を通して成果を社会に還元できる研究者を養成する。

四 教育臨床心理学専攻は、教育臨床心理学の視座から、人間の心と講堂の問題等に実践的にアプローチできる、教育臨床領域に特に強い臨床心理士ならびに教員を養成する。

3 研究科の専門職学位課程は、学校教育に関する理論と実践を教授研究し、教育現場の課題について、理論との架橋・往還・融合を通して高度にマネジメントし遂行できる総合的・実践的な力量（高度教育実践力）を備えた高度専門職業人としての教員を養成することを目的とする。

### (自己評価等)

第3条 研究科は、研究科に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の教職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 第1項の自己評価を行うため、岡山大学大学院教育学研究科自己評価委員会（以下「自己評価委員会」という。）を置く。

4 自己評価委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

### (教育研究等の状況の公表)

第4条 研究科は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

(専攻)

第5条 研究科の修士課程に次の専攻を置く。

学校教育学専攻

発達支援学専攻

教科教育学専攻

教育臨床心理学専攻

2 研究科の専門職学位課程に教職実践専攻を置く。

(コース)

第5条の2 発達支援学専攻に次のコースを置く。

幼児教育コース

特別支援教育コース

養護教育コース

2 教科教育学専攻に次のコースを置く。

国語教育コース

社会科教育コース

数学教育コース

理科教育コース

音楽教育コース

美術教育コース

保健体育コース

技術教育コース

家政教育コース

英語教育コース

(授業科目及び研究指導)

第6条 研究科の授業科目及びその単位数は別表1に掲げるとおりとする。

2 研究科における学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)については、別に定めるところによる。

(指導教員)

第7条 研究科の修士課程は、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うため、各学生ごとに指導教員を定める。

2 研究科の専門職学位課程は、授業科目の履修の指導を行うため、各学生ごとに指導教員を定める。

3 指導教員は、研究科担当の専任の教授とする。ただし、必要があるときは、研究科教授会(以下「教授会」という。)が認めた研究科担当の専任の准教授とすることができる。

(教育方法)

第8条 研究科の修士課程における教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 研究科の専門職学位課程における教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第9条 教育科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 前項の取扱いに関し必要な事項については、別に定める。

(授業の方法)

第9条の2 授業は講義、演習、実験又は実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 研究科の専門職学位課程においては、前項のほか事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適当な方法により授業を行うものとする。

(履修方法)

第10条 研究科の修士課程の学生は、別表1に掲げる授業科目のうちから指導教員の指示を受けて、別表2に定める単位数を履修し、かつ、研究指導を受けなければならない。ただし、大学院設置基準第14条を適用する現職教員については、共通基礎科目、専門基礎科目及び専門科目の科目区分にかかわらず28単位を履修することとする。

2 研究科の専門職学位課程の学生は、別表1に掲げる授業科目のうちから指導教員の指示を受けて、別表2に定める単位数を履修しなければならない。

3 学生は、履修しようとする授業科目につき、所定の履修届を指定した期間内に、研究科長に提出しなければならない。

4 前項の期限内に履修届を提出しない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情がある場合に限って、履修を認めることがある。

5 学生は、指導教員に承認を得て、本学大学院に他の研究科の授業科目を履修することができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修)

第10条の2 他の大学(外国の大学を含む。)の大学院に授業科目を履修しようとするときは、所定の様式により指導教員を経て、研究科長に願い出るものとし、当該大学との協議が成立した者について許可する。

2 前項の規定により学生が修得した単位は、10単位を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により研究科の専門職学位課程の学生が修得した単位は、25単位を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(他大学の大学院等の研究指導)

第10条の3 研究科において教育研究上有益と認めるときは、修士課程の学生が他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを当該大学又は研究所等との協議に基づき認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程修了の要件となる必要な研究指導とみなすことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第11条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科長は、教授会の議を経て、長期履修学生としてその計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることがある。

1 長期履修の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第12条 授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(単位修得の認定)

第13条 各授業科目の単位の認定は、試験、研究報告又は平素の成績等により、担当教員が行うものとする。

- 2 本学大学院の他の研究科又は他大学の大学院で修得した単位の認定は、当該大学院等の発行した単位修得証明書により教授会において行うものとする。

(入学前の既修得単位)

第14条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が研究科に入学する前に岡山大学(以下「本学」という。)若しくは他の大学の大学院又は外国の大学院(外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目をわが国において履修した場合を含む。)に於いて履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条により準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を転学等の場合を除き、10単位を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

- 2 前項の規定によりみなすことのできる単位数は、第10条の2第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定は、岡山大学(日本国)と東北模範大学(中国)とのO-NECUSプログラム協定の双方向学位制度による学生には適用しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、研究科の専門職学位課程においては、当該単位を第10条の2第3項の規定により修得したものとみなす単数と合わせて25単位を限度として課程終了の要件となる単位とみなすことができる。

(追試験)

第15条 病気その他やむを得ない事情により、正規の試験を受けることができなかった者については追試験を行うことができる。

(成績評価基準の明示等)

第16条 研究科の修士課程は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示できる。

- 2 研究科の修士課程は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに終了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

第16条の2 研究科の専門学位課程は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

- 2 研究科の専門職学位課程は、学修の成果に係る評価及び終了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にした

がって適切に行う。

(指導教員)の変更

第17条 指導教員の変更は認めない。ただし、特別の事情ある者に限り、教授会の議を経て許可することがある。

(修了の要件)

第17条の2 学校教育学専攻、発達支援学専攻、教科教育学選考及び教育臨床心理学専攻の修了要件は、2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 教職実践専攻の修了要件は、2年以上在学し、50単位以上を修得することとする。

3 研究科において教育上有益と認めるときは、教職実践専攻において、研究科に入学する前の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の教員としての実務の経験を有する者について10単位を超えない範囲で、別表の2の学校における実習科目により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。ただし、免除することができる単位数は、第10条の2第3項及び第14条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて25単位を超えないものとする。

(学位論文の提出)

第18条 学位論文を提出しようとする者は、1年以上在学し、15単位以上を修得していなければならない。

(学位論文及び最終試験)

第19条 最終試験は、第10条第1項に定めた単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 学位論文の提出及び最終試験の期日は、あらかじめ指示する。

(学位)

第19条の2 学校教育学専攻、発達支援学専攻、教科教育学選考及び教育臨床心理学専攻を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 学位に付記する専攻分野の免償は、教育学とする。

第19条の3 教職実践専攻を修了した者には、教職修士(専門職)の学位を授与する。

(科目等履修生)

第20条 本学大学院の学生以外の者で、研究科の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第21条 他大学(外国の大学を含む。)の大学院の学生で研究科の授業科目の履修を志願する者は、所定の願書を添え、当該大学の大学院を経て、研究科長に願い出なければならない。

(研究生)

第22条 研究科において特定の事項について研究を希望する者があるときは、教授会において選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 前項により入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者でなければならない。

(特別研究学生)

第22条の2 他大学(外国の大学院を含む。)の大学院等の学生で、研究科の特別研究学生として研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学等との協議に基づき、許可することがある。

(教育職員免許状)

第23条 研究科において、免許状授与の所要資格を得ることができる免許状の種類は、別表3に掲げるとおりとする。

2 前項の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員面教法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の定めるところにより所定の単位を修得しなければならない。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、研究科に関する必要な事項は、教授会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前の入学者については、岡山大学教育学研究科規程等を廃止する規程(平成16年岡大院教規程第1号)により廃止される岡山大学教育学研究科規程(昭和55年丘や大学教育学研究科規程第1号)の例による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、平成18年度以前御入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、平成19年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

別表1 授業科目

(1) 学校教育学専攻

科目区分	授 業 科 目	単位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	学校教育研究特論 (基礎理論)	2
	学校教育研究特論 (教育学方法論)	2
	学校教育研究特論 (教育心理学方法論)	2
	学校教育研究特論 (教育学)	2
	学校教育研究特論 (教育学心理学)	2
	学校教育研究特論 (実践研究)	2
専門科目	教育哲学特論	2
	教育哲学特論	2
	教育哲学特論演習	2
	日本教育史特論	2
	日本教育史特論	2
	日本教育史特論演習	2
	西洋教育史特論	2
	西洋教育史特論	2
	西洋教育史特論演習	2
	国際理解教育特論	2
	国際理解教育特論	2
	国際理解教育特論演習	2
	学習心理学特論	2
	学習心理学特論	2
	学習心理学特論演習	2
	教育臨床心理学特論	2
	生徒指導特論	2
	生徒指導特論演習	2
	教育評価法特論	2
	教育評価法特論	2
	教育評価法特論演習	2
	児童心理学特論	2
	児童心理学特論	2
	児童心理学特論演習	2
	青年心理学特論	2
	青年心理学特論	2
	青年心理学特論演習	2
	進路指導特論	2
	学校カウンセリング特論	2
	学校カウンセリング特論	2
	教育制度特論	2
	教育制度特論	2
	教育制度特論演習	2
	教育制度特論	2
	教育制度特論	2
	社会教育学特論	2
	社会教育学特論	2
	社会教育学特論演習	2
	教育社会学特論	2
	教育社会学特論	2
教育社会学特論演習	2	
教育方法学特論	2	
教育方法学特論	2	
教育方法学特論演習	2	

科目区分	授 業 科 目	単 位
専門科目	授業実践研究特論	2
	授業実践研究特論演習	2
	道德教育特論	2
課題研究		4

(2) 発達支援学専攻

ア 幼児教育コース

科目区分	授 業 科 目	単位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	発達支援研究特論 (発達基礎科学)	2
	発達支援研究特論 (発達支援の方法論)	2
	発達支援研究特論 (幼児教育学)	2
	発達支援研究特論 (保健内容学)	2
	発達支援研究特論 (幼児教育実践研究)	2
専門科目	保育内容特論 (音楽表現)	2
	保育内容特論演習 (音楽表現)	2
	保育内容特論 (造形表現)	2
	保育内容特論演習 (造形表現)	2
	保育内容特論 (健康)	2
	保育内容特論演習 (健康)	2
	幼児教育学徳論	2
	幼児教育学徳論演習	2
	幼児心理学特論	2
	幼児心理学特論演習	2
課題研究		4

イ 特別支援教育コース

科目区分	授 業 科 目	単 位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	発達支援研究特論 (発達基礎科学)	2
	発達支援研究特論 (発達支援の方法論)	2
	発達支援研究特論 (特別支援教育学)	2
	発達支援研究特論 (特別支援実践学)	2
	発達支援研究特論 (特別支援教育実践研究)	2
専門科目	特別支援教育学演習	2
	特別支援実践学演習	2
	特別支援実践研究方法特論	2
	特別支援授業論得論	2
	特別支援教育指導方法特論	2
	特別支援教育指導方法特論	2
	特別支援心理学特論	2
	特別支援心理学演習	2
	特別支援病理学特論	2
	特別支援病理学演習	4
	発達支援研究特論 (特別支援教育実践研究)	2
課題研究		4

ウ 養護教育コース

科目区分	授 業 科 目	単 位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	発達支援研究特論（発達基礎科学）	2
	発達支援研究特論（発達支援の方法論）	2
	発達支援研究特論（養護実践学）	2
	発達支援研究特論（学校保健医科学）	2
	発達支援研究特論（養護教育実践研究）	2
専門科目	養護実践学特論（養護教諭論）	2
	養護実践学特論演習（養護教諭論）	2
	養護実践学特論（養護実践論）	2
	養護実践学特論演習（養護実践論）	2
	養護実践学特論（学校保健学）	2
	養護実践学特論演習（学校保健学）	2
	養護実践学特論（保健教育）	2
	学校保健医科学特論（健康科学）	2
	学校保健医科学特論演習（健康科学）	2
	学校保健医科学特論（環境と健康）	2
	学校保健医科学特論演習（環境と健康）	2
	学校保健医科学特論（小児保健）	2
	学校保健医科学特論演習（小児保健）	2
	学校保健医科学特論（学校看護学）	2
	学校保健医科学特論演習（学校看護学）	2
課題研究		4

## (3) 教科教育学専攻

## ア国語教育コース

科目区分	授 業 科 目	単 位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	教育研究特論 (基礎理論)	2
	教育研究特論 (国語)	2
専門科目	国語科教育学研究	2
	教科内容特論 (国語学)	2
	教科内容特論 (近代文学)	2
	教科内容特論 (近代文学)	2
	教科内容特論 (古典文学)	2
	教科内容特論 (古典文学)	2
	教科内容特論 (漢文学)	2
	教科内容特論 (漢文学)	2
	教科内容特論 (書写・書道)	2
教科内容特論 (書写・書道)	2	
課題研究		4

イ 社会科教育コース

科目区分	授 業 科 目	単位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	教育研究特論 (基礎理論)	2
	教育研究特論 (社会)	2
専門科目	社会科教育学研究	2
	社会科教育学研究 演習	2
	社会科教育学研究	2
	社会科教育学研究 演習	2
	社会科教育学研究	2
	社会科教育学研究 演習	2
	教科内容特論 (日本史)	2
	教科内容特論 演習(日本史)	2
	教科内容特論 (日本史)	2
	教科内容特論 演習(日本史)	2
	教科内容特論 (世界史)	2
	教科内容特論 演習(世界史)	2
	教科内容特論 (世界史)	2
	教科内容特論 演習(世界史)	2
	教科内容特論 (人文地理学)	2
	教科内容特論 演習(人文地理学)	2
	教科内容特論 (人文地理学)	2
	教科内容特論 演習(人文地理学)	2
	教科内容特論 (自然地理学)	2
	教科内容特論 演習(自然地理学)	2
	教科内容特論 (自然地理学)	2
	教科内容特論 演習(自然地理学)	2
	教科内容特論 (政治学)	2
	教科内容特論 演習(政治学)	2
	教科内容特論 (政治学)	2
	教科内容特論 演習(政治学)	2
	教科内容特論 (法学)	2
	教科内容特論 演習(法学)	2
	教科内容特論 (法学)	2
	教科内容特論 演習(法学)	2
	教科内容特論 (経済学)	2
	教科内容特論 演習(経済学)	2
	教科内容特論 (経済学)	2
	教科内容特論 演習(経済学)	2
	教科内容特論 (社会学)	2
	教科内容特論 演習(社会学)	2
	教科内容特論 (社会学)	2
	教科内容特論 演習(社会学)	2
	教科内容特論 (倫理学)	2
	教科内容特論 演習(倫理学)	2
教科内容特論 (倫理学)	2	
教科内容特論 演習(倫理学)	2	
課題研究		4

ウ 数学教育コース

科目区分	授 業 科 目	単 位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	教育研究特論 (基礎理論)	2
	教育研究特論 (数学)	2
専門科目	数学科教育学研究	2
	数学科教育学研究	2
	数学科教育学研究	2
	教科内容特論 (代数学)	2
	教科内容特論 (幾何学)	2
	教科内容特論 (幾何学)	2
	教科内容特論 (解析学)	2
	教科内容特論 (解析学)	2
	数学特別演習 A	2
	数学特別演習 B	2
	数学特別演習 C	2
	数学特別演習 D	2
数学特別演習 E	2	
課題研究		4

エ 理科教育コース

科目区分	授 業 科 目	単 位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	教育研究特論（基礎理論）	2
	教育研究特論（理科）	2
専門科目	初等理科教育学研究	2
	初等理科教育学研究	2
	初等理科教育学研究演習	2
	中等理科教育学研究	2
	中等理科教育学研究	2
	中等理科教育学研究演習	2
	教科内容特論（物性物理学）	2
	教科内容特論（物性物理学実験法）	2
	教科内容特論演習（物性物理学実験法）	2
	教科内容特論（現代物理学）	2
	教科内容特論（現代物理学）	2
	教科内容特論演習（現代物理学）	2
	教科内容特論（生物化学）	2
	教科内容特論（無機化学）	2
	教科内容特論演習（無機化学）	2
	教科内容特論（物理化学）	2
	教科内容特論演習（物理化学）	2
	教科内容特論（動物学）	2
	教科内容特論（細胞生物学）	2
	教科内容特論演習（生命科学）	2
	教科内容特論（遺伝学）	2
	教科内容特論（植物学）	2
	教科内容特論（個体地球科学）	2
	教科内容特論演習（個体地球科学）	2
	教科内容特論（流体地球科学）	2
	教科内容特論演習（流体地球科学）	2
	教科内容特論（地球惑星環境科学）	2
課題研究		4

オ 音楽教育コース

科目区分	授 業 科 目	単 位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	教育研究特論 (基礎理論)	2
	教育研究特論 (音楽)	2
専門科目	音楽科教育学研究	2
	音楽科教育学研究	2
	音楽科教育学研究	2
	教科内容特論 (声楽)	2
	教科内容特論 (声楽)	2
	教科内容特論 (器楽)	2
	教科内容特論 (音楽学)	2
	教科内容特論 (音楽学)	2
	教科内容特論 (作曲法)	2
	教科内容特論 (作曲法)	2
課題研究		4

カ 美術教育コース

科目区分	授 業 科 目	単 位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	教育研究特論 (基礎理論)	2
	教育研究特論 (美術)	2
専門科目	美術科教育学研究	2
	美術科教育学研究	2
	美術科教育学研究	2
	教科内容特論 (絵画)	2
	教科内容特論 (彫刻)	2
	教科内容特論 (デザイン特論)	2
	教科内容特論 (デザイン特論)	2
	教科内容特論 (木工)	2
	教科内容特論 (木工)	2
	教科内容特論演習 (木工)	2
	教科内容特論 (陶芸)	2
	教科内容特論 (陶芸)	2
	教科内容特論演習 (陶芸)	2
	教科内容特論 (美術理論・美術史)	2
課題研究		4

キ 保健体育コース

科目区分	授 業 科 目	単 位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	教育研究特論 (基礎理論)	2
	教育研究特論 (保健体育)	2
専門科目	保健体育科教育学研究	2
	保健体育科教育学研究	2
	教科内容特論 (体育学)	2
	教科内容特論 演習(体育学)	2
	教科内容特論 (体育学)	2
	教科内容特論 演習(体育学)	2
	教科内容特論 (体育学)	2
	教科内容特論 演習(体育学)	2
	教科内容特論 (体育学)	2
	教科内容特論 演習(体育学)	2
	教科内容特論 (運動学)	2
	教科内容特論 演習(運動学)	2
	教科内容特論 (運動学)	2
	教科内容特論 演習(運動学)	2
	教科内容特論 (運動学)	2
	教科内容特論 演習(運動学)	2
	教科内容特論 (運動学)	2
	教科内容特論 演習(運動学)	2
	教科内容特論 (学校保健学)	2
	教科内容特論 演習(学校保健学)	2
	教科内容特論 (学校保健学)	2
教科内容特論 演習(学校保健学)	2	
課題研究		4

ク 技術教育コース

科目区分	授 業 科 目	単 位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	教育研究特論 (基礎理論)	2
	教育研究特論 (技術)	2
専門科目	技術科教育学研究	2
	教科内容特論 (機械)	2
	教科内容特論 (機械)	2
	教科内容特論 (電気)	2
	教科内容特論 (電気)	2
	教科内容特論 (情報)	2
	教科内容特論 (情報)	2
	教科内容特論 (電気・情報)	2
	教科内容特論 (電気・情報)	2
	課題研究	

ケ 家政教育コース

科目区分	授 業 科 目	単 位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	教育研究特論 (基礎理論)	2
	教育研究特論 (家庭)	2
専門科目	家庭科教育学研究	2
	家庭科教育学研究	2
	教科内容特論 (家庭経営学)	2
	教科内容特論 (家庭経営学)	2
	教科内容特論 (家族経営学)	2
	教科内容特論 (家族経営学)	2
	教科内容特論 (食物科学)	2
	教科内容特論実験 (食物科学)	2
	教科内容特論 (被服科学)	2
	教科内容特論 (被服科学)	2
	教科内容特論 (住居学)	2
	教科内容特論 (住居学)	2
課題研究		4

コ 英語教育コース

科目区分	授 業 科 目	単 位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	教育研究特論 (基礎理論)	2
	教育研究特論 (英語)	2
専門科目	英語科教育学研究	2
	英語科教育学研究	2
	教科内容特論 (英語学)	2
	教科内容特論 (英米文学)	2
	教科内容特論 (英語コミュニケーション)	2
	教科内容特論 (英語コミュニケーション)	2
課題研究		4

## (4) 教育臨床心理学専攻

科目区分	授 業 科 目	単 位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	臨床心理学特論	2
	臨床心理面接特論	2
	臨床心理査定演習	2
	臨床心理基礎実習	1
	臨床心理基礎実習	1
	臨床心理応用実習	1
	臨床心理応用実習	1
専門科目	臨床心理学特論	2
	臨床心理面接特論	2
	臨床心理査定演習	2
	心理学研究法特論	1
	心理学研究法特論	2
	臨床心理学研究法特論	2
	児童心理学特論	2
	児童心理学特論	2
	青年心理学特論	2
	青年心理学特論	2
	発達心理学特論	2
	教育評価法特論	2
	教育評価法特論	2
	学習心理学特論	2
	学習心理学特論	2
	精神医学特論	2
	健康心理学特論	2
	学校カウンセリング特論	2
	学校カウンセリング特論	2
	喪失と悲嘆の心理臨床学	2
	グループアプローチ特論	2
	教育社会心理学特論	2
	特別支援病理学特論	2
	対人社会心理学	2
	社会的認知	2
	パーソナリティ特論	2
	人間関係特論	2
表現療法特論	2	
課題研究		4

## (5) 教職実践専攻

科目区分	授 業 科 目	単 位
共通科目	教育課程編成の実践と課題	2
	特色ある教育課程の実践と課題	2
	学習指導の実践と課題	2
	授業の指導計画と教材開発	2
	生徒指導と学校カウンセリングの実践と課題	2
	特別支援教育の実践と課題	2
	学級・学年・学校経営の実践と課題	2
	学校保健・学校安全とリスクマネジメント	2
	学校教育の役割と教師の能力成長	2
	学校とコミュニティ	2
	教育実践研究の方法	2
選択科目	授業分析技術とその応用	2
	学習意欲を高める学習指導	2
	教材開発と授業デザイン	2
	授業実践におけるプレゼンテーション力	2
	特別支援教育における授業づくり	2
	子ども分析と学級経営	2
	特別活動とキャリア教育の実際	2
	生徒指導と子どもの健康課題	2
	公害体験活動の実践研究	2
	教育相談の技術と実践	2
	問題行動にかかわるアセスメントと支援プログラム	2
	スクールの開発	2
	スクールリーダーと組織開発	2
	学校経営戦略と評価	2
	校内研修のマネジメント	2
	教師の職能成長とコーチング	2
	教育法規実践研究	2
	学校危機管理の方法論	2
	教育実践研究 (課題発見)	2
	教育実践研究 (課題解決)	2
	教育実践研究 (課題探究)	4
	教育実践研究 (課題分析)	2
	教育実践研究 (課題提案)	2
教育実践研究 (課題検証)	4	
学校における 実習科目	課題発見実習	3
	課題解決実習	5
	インターンシップ実習	2

別表 2 履修基準単位数

(1)-1 修士課程

科目区分 専攻	共通基礎科目	専門基礎科目	専門科目	課題研究	計
学校教育学専攻	2	8	18	4	32
発達支援学専攻	2	10	16	4	32
教科教育学専攻	2	10	16	4	32
教育臨床心理学専攻	2	10	16	4	32

(1)-2 修士課程（大学院設置基準第14条を適用する現職教員）

科目区分 専攻	共通基礎科目	専門基礎科目	専門科目	課題研究	計
全専攻	28			4	32

(2) 専門職学位課程

科目区分 専攻	共通科目	選択科目	学校における 実習科目	計
教職実践専攻	22	18	10	50

別表3 教育職員免許状の種類

専攻	免許状の種類	免許教科等
学校教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語
	高等学校教諭専修免許状	国語，書道，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，英語
	養護教諭専修免許状	
発達支援学専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	保健
	高等学校教諭専修免許状	保健
	特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者，肢体不自由者，病弱者
	養護教諭専修免許状	
教科教育専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
	高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，家庭，英語
	養護教諭専修免許状	
教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
	高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，家庭，英語
	養護教諭専修免許状	

## 岡山大学大学院教育学研究科における修士の研究指導 及び学位審査に関する要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)の修士の学位の授与に関し、岡山大学学位規則(平成16年岡大規程第1号)及び岡山大学大学院教育学研究科規程(平成16年岡大院教規程第1号)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (指導教員)

第2条 授業科目の履修の指導及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を行うため、各学生ごとに指導教員を定める。

2 指導教員は、教授及び研究科教授会において研究指導担当者として認められた准教授(以下「研究指導担当准教授」という。)とする。

### (研究指導分担者)

第3条 指導教員は、研究指導を行う上で必要があると認めるときは、研究指導担当准教授以外の准教授又は講師を研究指導分担者とすることができる。

### (学位論文の提出)

第4条 学位論文の審査を受けようとする者は、学位申請書に学位論文を添え、指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

### (審査委員会)

第5条 学位論文の審査を行うため、学生ごとに審査委員会を置く。

2 審査委員会は、主査及び複数の副査の審査委員をもって組織する。

3 主査は、原則として、指導教員をもって充てるものとする。

4 主査が研究指導担当准教授の場合にあっては、副査に1名以上の教授を含めるものとする。

5 教科教育専攻の研究領域に係る学位論文の審査にあっては、原則として審査委員に教科教育担当の教員を含めるものとする。

### (最終試験)

第6条 学位論文の発表会(口頭発表)等による最終試験の実施細目は、各専攻ごとに定めるものとする。

2 発表会等は、原則として公開するものとし、日時、場所は、各専攻で公表する。

### (審査結果及び最終試験の報告)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験の結果に基づいて、学位論文審査・最終試験報告書を作成し、研究科長に報告するものとする。

2 最終試験の成績評価は、合否をもって示す。

### (雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、研究科教授会の議を経て研究科長が別に定める。

#### 附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

## 岡山大学大学院教育学研究科長期履修に関する取扱い内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学大学院教育学研究科規程(平成16年岡大院教規程第1号)第11条第2項の規程に基づき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修(以下「長期履修」という。)に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 長期履修を申請することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- 一 本研究科に入学する者又は入学後1年未満の者
- 二 現職教員等(臨時的雇用及び非常勤雇用を除く。)

(長期履修の履修コース及び最長在学年限)

第3条 長期履修の期間は、3年又は4年とし、3年履修コース又は4年履修コースと呼ぶものとする。

2 最長在学年限は、岡山大学大学院学則(平成16年岡大規則第3号)第1条第2項に規定する年限とする。

(申請手続)

第4条 長期履修コースの申請手続は、本研究科に入学する者にあつては入学手続期間までに、入学後1年未満の者にあつては入学年度の2月末日までに、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

- 一 長期履修申請書(所定様式)
- 二 勤務先の所属長の承認書(所定様式)

(長期履修の履修コース変更)

第5条 長期履修の履修コース変更は、1回限り年、原則として1年次の2月末日までに次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

- 一 履修期間変更願(所定様式)
- 二 勤務先の所属長の承諾書(所定様式)

(標準修業年限履修コースへの変更)

第6条 標準修業年限(2年)履修コースへの変更申請は、1年次の2月末日までに次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

- 一 履修期間変更願(所定様式)
- 二 勤務先の所属長の承諾書(所定様式)

(審査及び許可)

第7条 第4条から第6条までの申請に係る審査は、教務委員会において行い、研究科教授会の議を経て、研究科長が許可する。

(授業履修の指導)

第8条 指導教員は学生の長期履修期間に応じて授業履修が計画的に行われるよう必要な指導を行うものとする。

(その他)

第9条 この内規の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

## 教育学研究科における入学前の既修得単位の認定に関する申合せ

### (趣旨)

第1条 本申合せは、教育学研究科(以下「本研究科」という。)1年次に入学した学生が本研究科入学前に本学又はほかの大学の研究科において修得した単位の認定を申し出たときの取り扱い等に関して定めるものである。

### (申請手続)

第2条 既修得単位の認定を受けようとする者は、指導教員の承認を得た上で、次の書類を取りそろえ、入学した年度の4月末日までに本研究科長に提出しなければならない。

- 一 単位認定願(本研究科所定の書類)
- 二 成績証明書及び講義内容を明示できるもの(講義概要等)

### (単位の認定)

第3条 単位の認定は、教務委員会が審査の上、これを行うことができる。

- 2 単位の認定は、単位を修得した授業科目に相当する授業科目が本研究科において開講されている場合にこれを行うことができる。
- 3 単位の認定は、10単位を限度として、これを行うことができる。

### (成績評価の表示)

第4条 成績評価の表示は「認定」とする。

### (認定単位の扱い)

第5条 認定単位は、本研究科の過程修了の要件に含めることができる。

### 附 則

この申合せは、平成16年4月1日入学者より適用する。

## 教育学研究科における転専攻・転コースに関する申合せ

### 1 趣旨

本申合せは、岡山大学大学院学則第25条（転研究科等）に基づき、岡山大学大学院教育学研究科（以下「本研究科」という。）における転専攻・転コース（以下「転専攻等」という。）に関する取り扱いについて定めるものである。

### 2 出願資格

転専攻等に出願できる者は、本研究科に在学している者とする。

### 3 出願手続き

転専攻等に出願する場合は、地祇の各号に定める所定の様式の書類を教育学研究科長に提出するものとする。

- 一 転専攻等願
- 二 志願理由書
- 三 講座主任の出願許可書

### 4 出願期間

出願期間は、8月1日から8月7日及び2月1日から2月7日までとする。

ただし、8月7日及び2月7日が土曜日又は日曜日の場合は、翌週月曜日までとする。

### 5 選考組織

転専攻等を出願した者の選考は、志望した専攻・コースにおいて、講座主任を含む3名以上からなる選考委員会を設置し、行うものとする。

### 6 選考

転専攻等に出願した者の選考は、書類審査及び面接結果を総合的に判断して行う。

### 7 許可

転専攻等に出願した者の許可は、選考委員会の選考結果に基づき、教務委員会及び教授会の議を経て決定するものとする。

### 8 転専攻等の時期

転専攻等の時期は、学期の始めとする。

### 9 受入年次

転専攻等に出願した者の受入年次は、1年次又は2年次とし、出願した者の希望に基づき選考の際、併せて決定する。

### 10 在学期間の通算

転専攻等を許可された者の在学期間の通算は、その専攻・コースの認定により、前専攻・コースの在学期間内においてその専攻・コースに在学したものとみなすことができる。

### 11 在学期間

転専攻等を許可された者の在学期間は、受入年次の在学者に準じて取り扱う。

### 12 適用

この申合せは、平成20年4月1日より適用する。